

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

購買部 燃料自動車課

▶本人確認等が法律により義務付けられました。（令和2年2月1日施行）

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号）が公布されました。この改正により、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成が義務付けられました。

▶改正概要

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① 本人確認（運転免許証の提示など）
- ② 使用目的の確認

を行うとともに、

- ③ 販売記録を作成すること
が義務付けられました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和2年
2/1施行

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認**（運転免許証の提示など）
② **使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。



本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

- 灯油用ホリ容器 **ガソリン携行缶**
ガソリンは、灯油用ホリ容器に入れることはできません!!
- ！噴出注意！**
※周囲の安全を確認
※フタを開ける際に
①エンジン停止
②エア抜きをする
※最速の場所停止
- セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連 石油連盟 全機 消防庁


本改正に関する詳しい情報は
<https://www.kama.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

令和2年
2/1施行

ガソリンスタンド事業者の皆様へ

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、

消防法で ① **顧客の本人確認**
② **使用目的の確認**
③ **販売記録の作成**
を行うことが義務づけられています。



本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

消防庁 警察庁

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.kama.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

▶ガソリンの貯蔵、取扱い及び運搬に係る Q&A について

Q1：ガソリンの危険性について教えてください。

A1：ガソリンは気温が-40℃でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼し、静電気の火花によっても引火する可能性のある非常に危険性の高い物質です。

Q2：灯油用のポリ容器にガソリンを入れることができますか？

A2：できません。

灯油用のポリエチレン缶（以下「ポリ容器」という。）に、ガソリンを入れることは非常に危険です。ポリ容器が侵され、変形して漏れる危険性があります。また、ガソリンは揮発性が高く、キャップ部分が劣化していると、内圧に耐えられなくなり、ガソリンの蒸気が漏れる危険性があります。また、ポリ容器は、ガソリンとの摩擦で静電気が溜まりやすく、ポリ容器のキャップを開けた瞬間に放電し、ガソリンの蒸気に引火し火災になった事例がありますので、絶対に行わないでください。

Q3：ガソリンを灯油用のプラスチック容器に給油、運搬した場合に罰則はありますか？

A3：あります。

給油した者は、消防法第 10 条第 3 項違反となり、運搬した者は、消防法第 16 条違反に該当します。いずれに対しても 3 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が消防法で規定されています。

Q4：飲料用のペットボトル、18 リットル金属製容器（いわゆる「一斗缶」）および 4 リットル缶にガソリンを給油、運搬する事はできますか？

A4：できません。

ガソリン用としての性能試験確認を受けていない為、給油、運搬することはできません。

Q5：ガソリンは、どのような容器を入れて運ばいいのでしょうか？

A5：危険物保安技術協会の性能試験に適合した金属製の容器を推奨します。性能試験確認を受けた容器には、「試験確認済証 KHK 危険物保安技術協会」の表示がされていますので、ご確認ください。乗用車等でガソリンを容器に入れて運搬する場合は、最大容量が 22 リットル以下の性能試験に適合した金属製の容器に限られています。運搬容器の積載個数について消防法令上の制限はありませんが、指定数量（ガソリン：200 リットル）以上を 1 台の乗用車等に積載する場合は、標識（危マーク）の掲示や消火設備が必要となりますので、管轄の消防署に相談してください。

Q6：セルフスタンドで性能試験に適合した容器に、自らガソリンを入れることはできますか？

A6：できません。

セルフスタンドでは、性能試験に適合した金属製の容器であっても利用者が自らガソリンを容器に入れることはできません。必ず従業員の方を呼んでください。

Q7：一般家庭において、ガソリンなどを貯蔵、保管することはできますか？

A7：消防法令に適合した容器で保管する場合であっても、一定量以上のガソリン、灯油などを保管する場合は、消防火災予防条例に基づく届出又は消防法に基づく許可が必要となる場合があります。詳しくは、管轄の消防署に相談してください。